

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設
2	対象税目	(国税 28・地方税 37 (自動連動)) (所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、個人住民税：義、事業税：義、登録免許税：外、不動産取得税：外) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>今後 5 年の間に、70 歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 60 万社にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDP を押し下げる可能性。</p> <p>そのため、早期の事業承継を促していく施策を講じる必要がある。、事業承継にあたり、親族以外に事業承継(売却、M&A)し、経営資源の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。</p> <p>また、他企業や親族外経営者等に経営を引き継ぐ場合、ファンドから出資を受けた後に事業承継を行う場合に生じる以下の税負担を軽減することにより、事業承継の円滑化を図る。</p> <p>①株式、事業の譲渡益に係る税負担の軽減 ②事業譲渡等により生じる資産の移転等に係る税負担の軽減 ③一定の要件を満たすファンドからの出資を受けた際の中小企業者要件の緩和</p> <p>《関係条項》</p>
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成 29 年 8 月 分析対象期間：平成 30 年～平成 31 年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成 31 年度末まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>親族以外への事業承継をより一層の円滑に行える環境を整えることにより、経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済・雇用の維持・活性化を図る。</p>

《政策目的の根拠》

今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げることとなるため、次世代への経営引き継ぎは喫緊の課題。

経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることから、次世代への経営引き継ぎは、地域経済・雇用の維持・活性化にも繋がる。

こうした背景を踏まえ、事業承継施策の推進等は未来投資戦略2017等の政府決定にも明記されているところ。

事業承継にあたり、親族以外に事業承継(売却、M&A)し、経営資源の統合や知見を持った経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展に繋がっているケースも近年増加しつつある。

また、後継者が不在のため事業承継が行えない、新事業等への投資余力がないために事業の継続をためらうといった課題を抱える中小企業等にとって、ファンドが一時的に出資し、収益力を強化した上で、従業員や第三者等に引き継ぐことも有用な手段。

こうした多様な手法を用いて事業の再編・統合が活発に行われるインセンティブを与えることにより、次世代への経営引継ぎを加速させることが必要不可欠。

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日)

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備(プレ支援)、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援(ポスト支援)に取り組む。

新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間5万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じたM&A等の成約件数の年間2,000件を目指す(直近の約5倍)。また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日)

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域経済の主役である中堅・中小企業・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、きめ細かな取組を行う。

			多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、GDPを押し下げることになってしまう。 本措置により、後継者不足等で廃業をする可能性のある事業者に対して、課税負担を軽減することで、事業再編等を通じてその事業の存続を図るものであり、地域経済・雇用の維持・活性化に繋がることとなる。
9	有効性等	① 適用数等	精査中
		② 減収額	精査中
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 中小企業者・小規模事業者の事業再編等を通じた活力の維持・成長に向けた取組を行うものに対して、その課税負担を軽減するものであり、当該措置は有効である。 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置は後継者不足等で廃業をする可能性のある事業者に対して、課税負担を軽減することで、事業再編等を通じてその事業の存続を図るものであり、地域経済・雇用の維持・活性化のために必要な措置である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業経営者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業の全て(約380万者)に政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の事業承継支援のための事業再編等に対する支援措置は他にない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	今後5年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約60万人にのぼる。うち半数以上が後継者未定となっており、現状を放置すると、中小企業等の廃業により多くの雇用が失われ、地域経済にも多く打撃を与えることとなるため、それを未然に防ぐための本措置は地域の経済の活性化・雇用に資する。
11	有識者の見解		—

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
2	対象税目	(相続税:外、贈与税:外)(国税31) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在である個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。</p> <p><平成29年度与党税制改正大綱の書きぶり> (検討事項)</p> <p>個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるといふ特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。</p> <p>《関係条項》</p>
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年～31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
7	適用又は延長期間	期限の定めなし
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>個人事業者は、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献している重要な存在である。このような個人事業者の「事業の持続的な発展」(小規模企業振興基本法第3条)につなげるため、事業承継に係る制度を整備し、その円滑化を図ることを目的とする。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>全国約 382 万の中小企業者、中でもその 8 割以上を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在である。しかしながら、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている。</p> <p>こうした課題を解決し、小規模事業者等の振興に光を当てるため、「小規模企業振興基本法」が制定された。同法案では、小規模事業者の事業承継のための必要な施策を講ずるとされている。(小規模企業振興基本法第 16 条第 2 項)</p> <p>特に、小規模事業者の約 6 割を占める個人事業者の事業承継時には、居住用資産のみならず、他に有している事業用資産に相続税・贈与税が課税されることになる。事業用資産は今後の事業の継続のために必要な資産であるが、個人事業者は一般的に担税力が低く、事業承継をする際の課題となっている。</p> <p>【参考】中小企業基本法(抜粋) 第 24 条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>【参考】小規模企業振興基本法(抜粋) (基本原則) 第 3 条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>(小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化) 第 16 条 2 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人事業者の事業承継に係る制度を整備し、その円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>全国約 382 万の中小企業者のうち、小規模事業者は 8 割以上を占める(小規模事業者の約 6 割は個人事業者)。このうち、事業承継の意欲がありそのタイミングにさしかかっているが、相続税・贈与税の負担が課題である企業が対象となる。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 純資産 4,800 万円超(※)の個人事業者が所有する事業用資産の約 3 割が建物及び機械装置及び器具备品であり、事業承継後の事業継続に必要な資産の承継を円滑化することにより、円滑な世代交代と、税負担による個人事業主の廃業等を防ぐ効果が見込める。 ※4,800 万円は相続人が配偶者と子供 2 人の場合の相続税の基礎控除額を指す。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 純資産 4,800 万円超(※)の個人事業者が所有する事業用資産の約 3 割が建物及び機械装置及び器具备品であり、事業承継後の事業継続に必要な資産の承継を円滑化することにより、円滑な世代交代と、税負担による個人事業主の廃業等を防ぐ効果が見込める。 ※4,800 万円は相続人が配偶者と子供 2 人の場合の相続税の基礎控除額を指す。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業承継を考えている個人事業者の約 4 割が「相続税の負担が不安である」と回答している。また、純資産が 4,800 万円を超える個人事業者の資産のうち、建物等の事業用資産の割合は約 30%(うち、建物が約 26%)(出典:中小企業庁委託アンケート)を占めており、こうした個人事業者については、事業承継に支障を来す可能性がある。</p> <p>そのため、個人事業者の事業用資産に係る負担を軽減し、事業承継の円滑化を図ることは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第 69 の 4)</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 28 年 8 月